

高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会

第10回会合 申合せ

平成 26 年 6 月 24 日
高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会

高齢者・障害者は、消費者被害に巻き込まれやすく、また、繰り返し被害者になることが多いことから、被害の未然防止と早期発見による拡大防止を図ることが重要である。

そこで、連絡協議会は、消費者安全法の改正の趣旨を踏まえるとともに、「消費者教育の推進に関する基本方針」に基づき、消費者市民社会の形成に向けて、関係機関と連携し、消費者の特性に配慮した方法により、情報発信や消費者教育・啓発を行い、高齢者や障害者が、消費者としての利益の擁護及び増進が図られるように取り組むものとする。

1. 【発信】高齢者、障害者の消費者トラブル防止のため、積極的な情報発信を行う

各構成員は、悪質商法や安全・安心に関わる情報、消費生活相談窓口等、消費生活に関する情報について、インターネット、広報誌、その他様々な場を活用して、高齢者や障害者、周りの方々へ積極的に情報発信していく。

2. 【連携】多様な主体が緊密に連携して、消費者トラブルの防止や「見守り」に取り組む

各構成員は、傘下の団体にも働きかけ、各地域で、消費者団体、福祉関係団体、民生委員、事業者団体、自治会、行政各部門など多様な主体が連携し、高齢者・障害者の消費者トラブル防止や「見守り」のためのネットワークを構築する。

3. 【参画】効果的な情報発信、消費者教育・啓発の取組に積極的に参画する

見守り活動の担い手の得意分野を活用した消費生活に関する情報発信、消費者教育・啓発の実践的な取組を通じて、高齢者や障害者ご自身に消費者問題への関心を高めていただき、地域における消費者トラブル防止の活動へ参画してもらえよう取り組む。

4. 【検証】活動状況を定期的に検証し、必要に応じた支援を地方自治体に働きかける

各構成員は、消費生活に関する情報発信、「見守り」、消費者教育・啓発、およびそのための連携、担い手の育成等について、半年ごとを目途に簡素な形式によるフォローアップのための会議を開催し、課題の共有化を図り、行政は必要に応じた支援を行う。

以上